

会議録

令和4年第2回更別村議会臨時会

第1日（令和4年5月11日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第33号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第34号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件

◎出席議員（7名）

議長	8番	高木修一	副議長	7番	織田忠司
	1番	遠藤久雄		3番	小谷文子
	4番	松橋昌和		5番	太田綱基
	6番	安村敏博			

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明員

村長	西山猛	副村長	大野仁
教育長	荻原正	代表監査委員	笠原幸宏
総務課長	末田晃啓	総務課参事	小寺誠
企画政策課長	本内秀明	産業課長	高橋祐二
住民生活課長	小野寺達弥	子育て応援課	石川亮
会計管理者			

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	佐藤敬貴	書記	伊東秀行
書記	南雲美幸		

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議 長 ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第2回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村 長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和4年第2回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、心より厚く御礼を申し上げます。

さて、発症から3年目となりました新型コロナウイルス感染症は、いまだ終息の兆しが見えず、本村はもとより、十勝全体で新たな感染が広がる傾向となっております。村としても3回目のワクチン接種や5歳から12歳までの希望者への接種を継続して行っているところであります。7月上旬から接種券を発行し、3回目から5か月以上の60歳以上の方、18歳から59歳で基礎疾患のある方の第4回目の接種を開始する予定であります。7月中に開始する予定であります。引き続き医療、保健、福祉、教育などの関係機関との連携を密にしながら、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向け全庁を挙げて職員、村民と共に取り組んでまいりたいと考えております。

さて、広報や村ホームページでもご報告を申し上げましたが、本村が進めてきたスーパーシティ型の国家戦略特区につきましては、令和4年3月4日の専門委員会で大阪市とつくば市を指定する原案が了承され、残念ではあります。本村が提案していた更別スーパービレッジ構想は選定に至りませんでした。村民の皆様にはこの間スーパーシティ構想の実現に向け何かとご理解とご協力をいただきましたことに心より感謝とお礼を申し上げます。2017年の国家戦略特区指定の申請から5年間の取組の中で、東京大学の誘致や研究者の参集、先端技術を持つ企業の誘致や連携の強化、光回線や5G基地局をはじめとする高度通信網の整備、デマンドタクシーの本格運用やドローンによる農薬散布、センシング、完全自立自走トラクターの開発などスマート農業の推進に努めてまいりました。今回の結果は大変残念ではあります。本村には少子高齢化や人材不足などの喫緊の課題が山積しており、これらの課題の解決を図るためこれまでの取組の成果を土台として、当初掲げた更別スーパービレッジ構想の実現に向け住民と産学官が一体となって取り組まなければならないと決意を新たにしているところであります。現在村では昨年総務省より採択をされましたデータ連携基盤整備事業での都市OSが完成し、これまで各課単独で実施しておりました施策や事業を横断的に関連する分野での連携した取組とし、行政のDX化をより一層推進するための取組が開始されたところであります。

また、昨年国交省で採択をされ、本年度交付金が決定されましたスマートシティプロジェクトによる全村3Dマップの作成事業、さらには3月に国のデジタル田園都市国家構

想地方創生テレワークタイプ交付金の採択を受けたサテライトオフィス建設事業につきましても今議会での補正予算のご承認をいただき、直ちに事業に着手する予定であります。また、昨年秋からスーパーシティ構想と並行して全庁で総力を挙げて進めてまいりました都市OSを中核とした国のデジタル田園都市国家構想推進交付金事業タイプスリー、リーダー的事業の採択を目指し、明日、道を通じて国に事業提案と申請を行う予定であります。5月に審査、6月中に内示、交付決定となっております。国は「課題の多い地方から早急なデジタル化を進める」を合い言葉にデジタル田園都市国家構想による社会全体のデジタル化を急ピッチで推進しており、本村でも更別スーパービレッジ構想に掲げる100歳までわくわく働いてしまう奇跡の村の実現に向け、高齢者をはじめとした誰もが多様な価値観やライフスタイルを持ちながら人と人のつながりを広げつつ、デジタル機器やサービスを活用することで豊かな幸福な人生を享受できる地域となるよう現在全国で広がっているコミュニティナースを導入するとともに、あらゆる分野での速やかな実装を図り、20年後、30年後の豊かで持続可能な村の実現を目指し、決して歩みを緩めることなく前進してまいり所存であります。本村の課題解決に向けこれまで以上に議員各位の皆様、村民の皆様のご理解とご支援を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本臨時会におきましては、村税条例の改正案件1件、令和4年度一般会計補正予算の件、計2件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましての挨拶といたします。どうかよろしくお願い申し上げます。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において1番、遠藤さん、3番、小谷さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

議会運営委員会に諮問いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第2回議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ5月10日午前9時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議いたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果をご報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長の報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。

諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 議案第33号

○議 長 日程第5、議案第33号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第33号、更別村税条例の一部を改正する条例制定の件であります。

更別村税条例(昭和50年更別村条例第3号)及び更別村税条例等の一部を改正する条例(令和3年更別村条例第15号)の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものであります。

1の理由といたしまして、地方税法等の一部を改正する法律(令和4年法律第1号)、地方税法施行令等の一部を改正する政令(令和4年政令第133号)及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令(令和4年総務省令第27号)の施行に伴う関連条文の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

2の要旨といたしまして、(1)として、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る

所得の課税方式を所得税と一致させるものであります。(2)といたしまして、配当割額は配当割額または株式等譲渡所得割額の控除について総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除を確定申告書の記載によって行うものであります。(3)、公的年金等受給者の住民税申告義務に係る規定について、申告により配偶者特別控除を受けようとする際に適用の基準となる配偶者等の所得の範囲などを追加するものであります。(4)、給与所得者の扶養親族申告書につきまして、記載事項に退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者の氏名を追加するものであります。(5)として、公的年金等受給者の扶養親族申告書について、一定の配偶者及び16歳超の扶養親族(退職手当等を有するものに限る)を有するものについて提出義務を追加し、また記載事項に配偶者の氏名を追加するものであります。(6)として、住宅借入金等特別税額控除の条件となる居住年の期間を拡充するとともに、適用期間を延長するものであります。(7)、上場株式等に係る配当所得等に係る申告分離課税を所得税での適用がある場合に限り適用するものであります。(8)、新築住宅等に関する固定資産税の減額につきまして、省エネ改修工事を行った住宅に係る特例を拡充するものであります。(9)、住宅等に関して課する令和3年度から令和5年度までの各年度の固定資産税の特例につきまして、令和4年度に限り商業地等の課税標準額に係る加算額を2.5%とするものであります。(10)、納税証明書及び固定資産税課税台帳に記載されている事項の証明書の交付並びに固定資産税台帳の閲覧にDV被害者等の登記上の住所が含まれている場合における当該住所に代わる事項を記載したものの交付または閲覧を含めることとするものであります。(11)として、その他、関連条文の改正及び法令等の整合を図るため、字句を改めるものであります。

なお、小野寺住民生活課長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 それでは、更別村税条例の一部を改正する条例につきまして補足説明をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

今回の一部改正につきましては、国の税制大綱に基づくもので、地方税法の法律等の改正に伴うものになってございます。その内容ですが、成長と分配の好循環の実現に向けまして経営者、金融機関、行政機関などの多様な企業に配慮した経営と積極的な賃上げを促す観点から賃上げに係る税制措置を抜本的に強化することを目的としてございます。また、社会貢献を含めた新しい事業の取組や既存企業の技術改革や研究開発などを促進し、さらにカーボンニュートラルの実現に向けた観点等を踏まえ、住宅ローンの控除などを見直すことになっております。さらに加えて、景気対策を万全に期するため土地に係る固定資産等の負担調整措置につきましても激変緩和の観点から所要の措置を講じるものになってございます。

それでは、改正箇所について説明をさせていただきますので、新旧対照表の1ページをお開きください。なお、説明につきましては法律改正に伴う条や項のずれ、文言整理など

の説明は省略とし、改正後の要点のみを説明させていただきますので、よろしくお願いをいたします。まずは、第1条改正でございます。第18条の4ですが、納税証明書の交付につきまして住所に代わるものを施行規則で定める事項を記載して交付しなければならないとする法律改正に伴い、その規定を改正後の下線部に加えるものでございます。

第33条の第4項ですが、配当所得等に係る課税方式を所得税と一致させるため、確定申告書に特定配当所得及び特定株式等譲渡所得の記載があっても所得金額として適用としない法律改正に伴いまして、改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第6項ですが、第4項と同様になりますが、改正後の下線部に改めるものでございます。

第34条の7第1項ですが、次のページをお開きください。第1号のオになりますが、寄附金税額控除の経過措置となりますが、平成26年度から7年を経過しましたので、現行の下線部を削るものでございます。

第34条の9第1項ですが、総合課税または分離課税がある場合の特別徴収税額の税額控除につきまして確定申告書の記載によって行うとする法律改正により、現行の下線部が2か所ありますけれども、改正後は「確定申告書」にそれぞれ改めるものでございます。

第2項ですが、次のページをお開きください。現行の下線部を改正後は「確定申告書に係る年の末日に属する年度の翌年度分の個人の道民税」に改めるものでございます。

第36条の2第1項ですが、村民税の申告に係る公的年金等受給者の住民税申告義務につきまして配偶者の特別控除を受けようとする基準を整備するため、配偶者等の所得の範囲を定める規定を改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第2項、そして第36条の3第2項及び第3項になりますが、法律改正による文言整理、項のずれに伴いまして改正後の下線部に改めるものでございます。

第36条の3の2第1項ですが、見出しになりますが、改正後の下線部、「扶養親族等申告書」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第2号になりますが、給与所得者の扶養親族申告書につきまして記載事項に退職手当等の所得を有する配偶者の氏名を追加する改正に伴いまして、改正後は下線部に所得割の納税義務者の氏名を追加する規定を加え、さらに次の3号、4号に繰り下げるものでございます。

次に、第36条の3の3第1項ですが、見出しになりますが、現行の下線部を改正後の下線部、「扶養親族等申告書」に改めまして、さらに本文となりますが、公的年金等受給者の扶養親族申告書につきまして一定の配偶者及び16歳を超える扶養親族を有する者が申告書の提出を義務とする、この法律改正により改正後の下線部にその規定を加えるものでございます。

次のページをお開きください。第2号になりますが、申告書の記載事項に配偶者の氏名を追加する改正によりまして改正後は「特定配偶者の氏名」を加え、その次の3号、4号

に繰り下げるものでございます。

次に、第48条第9項及び第15項ですが、法律改正による項のずれに伴いまして改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第73条の2ですが、固定資産課税台帳に記載されている住所が明らかにされることによりDV被害者などが配偶者や恋人からの暴力によって生命、または身体に危害を及ぼすおそれがあると、そういったことが認められる場合など課税台帳の閲覧の交付が適当でないとは判断される場合にはその住所における記載事項を改正とするという改正によりまして、改正後の下線部にその規定を加えるものでございます。

第73条の3ですが、第73条の2と同様になりますけれども、課税台帳の閲覧交付が適当でないとは認められる場合はその住所に代わる事項を記載するという法律改正によりまして、改正後の下線部にその規定を加えるものでございます。また、最後の手数料条例の下下線部になりますけれども、現行の「(平成12年条例第20号)」を削るものでございます。

次に、附則でございます。第7条の3の2第1項ですが、住宅ローンなどの特別税額控除につきまして、その対象期間の延長により現行の下線部を「令和20年度」に改めまして、また居住年の要件も延長するために次の下線部についても「令和7年」に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第10条の2第2項ですが、固定資産税の課税標準につきまして下水道法第12条第1項に規定する除外施設に課する特定割合、これが改正されましたので、改正後を「5分の4」に改めるものでございます。

続いて、第3項から第13項までになりますけれども、法律改正による項のずれに伴いまして改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第10条の3第8項になりますが、これはカーボンニュートラルの実現に向けまして省エネ改修工事を行った住宅に係る固定資産税の減免特例の拡充に伴い、改正後は「熱損失防止改修等住宅」、「熱損失防止改修等専有部分」、そして「熱損失防止改修工事等」にそれぞれ改めるものでございます。

第4号から第6号につきましても「熱損失防止改修工事等」にそれぞれ改めるものでございます。

次に、第10項ですが、固定資産税の減免特例の拡充に伴いまして、改正後を「特定熱損失防止改修等住宅」、「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」、そして「熱損失防止改修工事等」にそれぞれ改めるものでございます。また、第4号から第6号につきましても「熱損失防止改修工事等」にそれぞれ改めるものでございます。

次のページをお開きください。国の景気対策を目的としておりますけれども、商業地等の土地に係る固定資産税の負担調整措置につきまして、令和4年度に限り現行の課税標準額、上昇幅が5%になっておりますけれども、これを2.5%に引き下げるもので、改正後の下線部にその規定を加えるものでございます。

第16条の3第2項ですが、上場株式等に係る配当所得等につきましてその課税方式を申

告分離課税とする場合は所得税の適用がある場合に限り適用とすると、そういった法律改正に伴いまして改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第17条の2第3項ですが、条項の削除に伴う改正によりまして改正後の下線部に改めるものでございます。

次のページをお開きください。第20条の2第4項ですが、特例適用配当等に係る所得が生じた場合における申告方式の選択につきまして、所得区分及び記載内容に係る規定を整備するため改正後の下線部を改めるものでございます。

第20条の3第4項ですが、条約適用配当等に係る所得が生じた場合における申告方式の選択につきまして、所得区分及び記載方法に係る規定を整備するため改正後の下線部を改めるものでございます。

次のページをお開きください。第6項になりますが、現行の下線部を、改正後の下線部になりますけれども、「年分の所得税に係る」と「確定申告書にこの項」にそれぞれ改めるものでございます。また、次の現行の下線部については削除するものでございます。

次のページをお開きください。第24条ですけれども、条項の削除に伴う改正によりまして改正後は下線部を削除するものでございます。

第25条第1項及び第2項になりますが、住宅ローンなどの特別税額控除につきまして適用年の期間が令和20年度まで延長となりましたので、改正後はこの規定を削るものでございます。

次のページをお開きください。第2条改正でございます。第36条の3の3第1項ですが、扶養親族申告書の記載事項が改正となりましたので、現行の下線部に改正後は「年齢16歳未満の者又は」を加えまして、さらに現行の下線部を「有する者に限る」に改めるものでございます。

次、附則第2条ですけれども、次のページをお開きください。第4項になりますけれども、個人住民税の非課税の適用につきまして規定を整備するため改正後は「第24条第2項及び第36条の3の3第1項並びに附則第5条の4第1項の規定」に改めるものでございます。

最後の附則となりますけれども、第1条ですが、この条例は、公布の日から施行し、令和4年4月1日から適用するものでございます。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行となっております。第1号に係る各条項等については令和5年1月1日から適用となり、第2号の各条項等については令和6年1月1日から、第3号は各条項等に掲げる規定の日から施行することによりとなっております。

次に、第2条ですが、納税証明書に住宅に代わる事項を記載するとした経過措置に伴いまして規定をしてございます。

第3条第1項ですが、村民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書の経過措置について規定をしておりますけれども、改正前の申告書については、なお従前の例によるというものでございます。

次のページをお開きください。第2項ですが、村民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書の経過措置について規定をしておりますけれども、改正前の申告書については、なお従前の例によるものでございます。

第3項ですけれども、附則第1条第2号に掲げる個人の村民税に関するその部分につきましては、令和6年度以降について適用をし、令和5年度分までについては、なお従前の例によるものでございます。

第4条第1項ですが、特段の定めがあるものを除きまして新条例の固定資産税に関する部分は、令和4年度以降の年度分について適用し、令和3年度分までについては、なお従前の例によるものでございます。

第2項ですけれども、法律改正前の地方税法の附則の第15条第2項に規定する設備等に課する固定資産税につきましては、なお従前の例によるものでございます。

第3項ですが、附則第1条第3項に掲げる法律改正後の規定については、地方税法第382条の2の規定する固定資産税課税台帳の閲覧について適用するものでございます。

第4項ですが、附則第1条第3号に掲げる法律改正後の規定につきましては、地方税法第382条の3の規定による固定資産課税台帳に記載する事項の証明書について規定をするものでございます。

最後になりますけれども、資料としまして更別村税条例の一部を改正する条例の改正概要、これを添付をしておりますので、お目通しをお願いしたいと思います。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 ちょっと確認をさせていただきたいというふうに思います。よろしくお願ひいたします。

条文の、ページ数打っていないので、開きづらい部分あるかもしれませんが、第1条の中のずっと末尾のほう、第2条の手前のページになるのですけれども、ただいま説明ありました中で第24条にございまして、中ほどに村長が特定するものの中止もしくは延期、またはその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金云々という規定ぶりがございます。実質的に……課長、大丈夫。いいですか。確認できましたか。

(何事か声あり)

○6番安村議員 ごめん。ページ打っていないので、あれですけれども、第24条の新型コロナウイルス感染症等に関わる寄附金税額控除の特例という中の24条になりますけれども、よろしいでしょうか。それで、村長が行うという部分の想定される行事についてはなかなかちょっと見えづらいものがあるので、想定される例としてあるのであれば多少ご説明、追加説明いただきたいというふうに思います。

加えて、次のページ、第2条になるのですけれども、中ほどに、ごめんなさい、ちょっ

と分かりにくいので、扶養親族、括弧書きで年齢16歳未満の者または控除対象扶養親族であって退職手当等に関わる所得を有する者に限るになっています。これ規定ぶり見ますと、更別村条例の中でということで、冒頭の改正要点の中で説明ありましたように、16歳以上と、超える者と16歳未満という部分の規定ぶりが多少変わってきているという。なかなかこの条文を読んだだけで、ご説明を受けた中で申告義務があるかないか、氏名を記入すべきかしないかという部分の対応が規定ぶりの中では見えない部分あるので、今は基本的には臨時会の議案資料の中に16歳を超えるという形のものの規定ぶりがある程度明確にして申告者の氏名として加えるよという形なのですけれども、今回この中で、第2条の中でたまたま気になったのが16歳未満が出てきているという部分があって、気になるところで、解釈しづらい部分あるので、その部分のちょっとご説明を加えていただければありがたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 ただいまご質問のありました第24条の村長が指定をするというイベント関係のことなのですけれども、基本的に地方税法のほうの改正によるということなのですが、そこで規定するものについては例えば行政のほうで何かイベント等を開催をしまして、その入場と係るものということになっております。法律ですので、それを同じように適用させたというものになっています。

それと、次のページ、第36条の3の3になりますけれども、これも地方税法の改正ということで公的年金等受給者の申告書に係る扶養親族、これの規定を明確にしようということで年齢16歳未満のものと、そして退職手当等に関する所得を有するものということで規定をされたということになっております。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ご説明いただきましてありがとうございます。ただ規定ぶりを変えられたからそれに合わせたという説明は十分理解できます。

今なかなか言いつらい部分あるのでしょうか、私確認したかったのは村長が指定するイベントといいますか、それについての更別村の過去というか、今までの実態の中でその該当事例があるのであれば、説明していただきたい。なければないで構いませんので、そういう部分の説明をまず1点求めたわけでございます。

もう一点につきましては、16歳未満という部分、16歳を超える部分という部分、16歳未満、基本的には扶養親族としての確定申告も含めて名前だけ出せばいい、今までも名前も、氏名も書いて、確定申告していたはずで、生年月日書いてという形で。あえて今回地方税法も含めて変えたという、16歳超える分については明確にされたという分は理解できるのですけれども、あえてなぜ16歳未満の者というものが入ってきているのかな。その分の取扱いというか、超える分と未満という部分の使い分けの理由がどこにあるのかなという

部分がちょっと不鮮明だったものですから、その説明をできればお願いしたかったという、それだけでございます。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 まず、過去にイベントで入場料取ったケースがあったのかどうかということなのですけれども、そこについてはちょっと遡って調査したわけではないのですけれども、多分イベント等ではなかったのかなと解釈はしています。

それと、先ほど扶養親族を明確に規定するといった16歳ということなのですけれども、それも大変申し訳ないのですが、地方税法の改正があって、それによって準じて改正をしたということとして、なぜ16歳なのかということは、ちょっとそこは調べておりませんので、すみません。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 地方税法の改正でございますので、文言の取り扱い方というのは重要になってくると思いますので、多分確定申告も含めて住民がそういう面で気になってくるところはそこだと思いますので、16歳超える者なのか未満なのかという使い勝手が、やっぱり確定申告に来たら教えていただける、説明していただけるという部分ありますので、大きな心配していないのですけれども、使い分けの部分をもう少し明白にできるような形での周知もお願いしたいというふうに思っています。規定ぶりの改定については地方税法に基づいてというのは十分理解しておりますので、ちょっと気になっているところは住民も多分気になってくると思いますので、その点の明確化を図るべく努めていただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

○議 長 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長 申告時については、年齢等につきましてもきちんと説明なり周知できるよう、申告時に確認なり周知できるように努めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議 長 ほかに質疑ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第33号 更別村税条例等の一部を改正する条例制定の件を採決いたします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第34号

○議長 日程第6、議案第34号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村長 議案第34号 令和4年度更別村一般会計補正予算（第1号）の件であります。

第1条といたしまして、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,634万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,756万円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議長 大野副村長。

○副村長 令和4年度更別村一般会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。

令和4年度更別村一般会計補正予算は、第1条のとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,634万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ47億3,756万円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正によるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。まずは、歳出からご説明いたします。6ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目4地方振興費は7,587万3,000円を追加し、補正後の額を2億1,881万2,000円とするものでございます。説明欄（1）、地方創生テレワーク事業3,078万8,000円は、旧更別村国保診療所跡地の一部に民間事業者がサテライトオフィスを開設するため開設支援事業補助金として交付するものでございます。こちらにつきましては、デジタル田園都市国家構想推進交付金の地方創生テレワークタイプを活用し、民間事業者におきましてサテライトオフィスの建設運営事業等を行うサテライトオフィス等開設支援事業であります。事業主体はアルファコート株式会社、オフィス5部屋とテレワークスペース等を設置いたします。総事業費6,174万6,000円のうち村の補助額として3,078万8,000円、こちらにつきましては地方創生テレワーク交付金及び新型コロナウイルス感染症対応地方創生交付金をそれぞれ2分の1ずつ充当いたします。（2）、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業4,150万円は、3D都市モデルの整備事業及び活用事業となります。航空写真を撮影し、そのデータを基に3Dマップを作成、作成した3Dマップを活用した農業用ドローン、ロボットトラクターの利用を促進してまいります。総事業費4,150万円のうち都市空間情報デジタル基盤構築支援事業補助金として2分の1が国から補助されます。（3）、デジタル活用支援事業358万5,000円は、更別スーパービレッジ構想の一環でありますコミュニティーナースに関する事

業の導入準備に係る委託料でございます。事業を委託いたしますコミュニティナースカンパニー株式会社におきまして本年7月のサービス開始に向けて今月から3名の方が更別村で準備を始めますので、そのために必要な経費でございます。全額企業版ふるさと納税を活用いたします。

款3民生費、項2児童福祉費、7ページをお開き願います。目1児童福祉総務費は20万円を追加し、補正後の額を1億6,452万2,000円とするものでございます。説明欄(1)、新型コロナウイルス感染症対策事業は、令和3年度末に出生された世帯に対します子育て世帯への臨時特別給付金でございます。

款6農林水産業費、項1農業費、目6プラムカントリー費は6万9,000円を追加し、補正後の額を5,317万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、プラムカントリー管理経費は、プラムカントリーに設置しておりますAEDを更新するための費用でございます。

款7商工費、項1商工費、目3観光費は10万4,000円を追加し、補正後の額を2,964万3,000円とするものでございます。説明欄(1)、カントリーパーク施設維持管理経費及び(2)、情報拠点施設維持管理経費は、プラムカントリー同様、カントリーパーク及び道の駅に設置しておりますAEDを更新するための費用でございます。

8ページを御覧願います。款9消防費、項1消防費、目3非常備消防費は9万9,000円を追加し、補正後の額を1,353万6,000円とするものでございます。説明欄(1)、更別消防団運営経費計上分は消防団員2名の防火衣を購入するためのものでございます。

歳出の説明は以上となります。

続きまして、歳入についてご説明させていただきます。5ページをお開き願います。款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は5,153万8,000円を追加し、補正後の額を1億660万1,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしました地方創生テレワーク事業、都市空間情報デジタル基盤構築支援事業に関する国からの交付金でございます。

目2民生費国庫補助金は20万円を追加し、補正後の額を7,067万7,000円とするものでございます。子育て世帯への臨時特別給付金事業に対する補助金でございます。

款18繰入金、項1基金繰入金、目1財政調整基金繰入金は2,102万2,000円を追加し、補正後の額を1億1,157万2,000円とするものでございます。歳入歳出の調整によるものでございます。

目10まち・ひと・しごと創生基金繰入金は358万5,000円を追加し、補正後の額を358万5,000円とするものでございます。歳出でご説明いたしましたデジタル活用支援事業のコミュニティナースに関する事業に対するものでございます。

令和4年度更別村一般会計補正予算(第1号)の説明は以上でございます。

○議 長 お諮りいたします。

議案第34号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件につきましては、本会議での質疑を3回までとする会議規則第55条の規定を適用しないで審議を進めたいと思

ます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第1号)につきましては、第55条の規定を適用しないで審議を進めることに決定しました。

説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

5番、太田さん。

○5番太田議員 7ページの款3民生費、目1児童福祉総務費、これの説明欄、新型コロナウイルス感染症対策事業についてなのですけれども、先ほど説明で令和3年度に出生された人への給付ということだったのですけれども、これどういった観点からこのような経緯になったのかちょっと補足説明いただければと思います。

○議 長 石川子育て応援課長。

○子育て応援課長 こちらにつきましては、先ほどご説明ありましたけれども、年度末に出生しました新生児分としまして2世帯に対し給付金を各10万円ずつ支給するものとなっております。誕生日が年度末だったことによりまして4月に入ってから給付金の支給申請を受付いたしました。4月以降に給付金を支給する場合、令和4年度予算により執行との国の指示により今回予算を追加するものとなっております。

以上でございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 今国の指示によりということと理解できたのですけれども、新型コロナウイルス感染症対策事業ということで、最近子どもたちへのコロナウイルスの感染というものが広がっていて、こういったお金の事業でもっと子どもたちのPCR検査、例えば簡単な抗原検査などだんだん、クラスターではないですけれども、大きな施設で広がっているという状況から見て、更別村はそれに対して具体的な何か対策は今考えているのか、その辺併せてお聞かせいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 お答えいたします。

更別村でおっしゃるとおり幼稚園、保育園、小学校、中学校等でクラスターというふうにはなってはいませんが、ご家族を中心にコロナ感染されている方がいらっしゃいます。発熱と、また家族の方が具合が悪い方、発熱された方々につきましては診療所のほうと相談しながらPCR検査、抗原検査を受けて、状況を確認しているというところがございます。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 更別村の今現状で起きていることで、例えば保育園、両親共働きしてい

て、学校が休園になったりということで、そのしお寄せというのは、ではどこに行くかという、その家族のおじいちゃんやおばあちゃんだったりするわけです。そこで、更別村がちょっと検査して、安心しておじいちゃん、おばあちゃんに預けられるような環境とか、そういった家族の中での安心というものを更別村が主導して施設で起きた、そういったことに対して対策を行っていくということは必要なコロナ対策だと思うのですが、その辺の考えはいかがでしょうか。

○議長 長 大野副村長。

○副村長 今現状といたしましては、ご家族の中でそういうふうになっているところであると思います。今後必要に応じてコロナ感染対策事業等につきましては必要な状況に応じて対応させていただきたいというふうに考えております。また、国からの交付金等もありますので、そういうのを有効に活用させて、検討していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長 長 西山村長。

○村長 今大野副村長から話あったのですが、今太田議員さんおっしゃるとおりで、現状としては村としても感染対策防止を強化しなければいけない、あるいは仕事を休んだり、いろいろと働いている方も含めましてそういうような休業等が余儀なくされている、あるいは家で見なければいけないというような形もあります。その中で仕事を休まなければいけないということもありますし、ほかの関連でも今議員さんおっしゃったようにPCR検査とか抗原検査等、そういうことも考えていかなければいけないと思います。今国のコロナ対策のまた交付金というのですが、これが新たに出ておりますので、今各課に全庁指示を出しております、今までできなかったところとか、新たにそういう形でコロナ対策交付金を活用して、施策をするものはないかということを中心に企画政策課を中心として今集約をしておりますので、それをまとめて有効的に、今回新たにまた交付金が交付されますので、それについて活用していきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 単純な質問なのですが、7ページ、8ページ、それぞれプラムカントリー、それからカントリーパーク、それから情報拠点施設、これ全てAEDと今説明ありましたが、これなぜ値段が違うのですか。その質問です。

○議長 長 高橋産業課長。

○産業課長 ただいまの質問でございますが、今回補正に上げさせていただきましたこちらのほうなのですが、実は今までこちらのほうに設置していたAEDにつきましては買取りというか、そういう形で設置をしていたものです。耐用年数の7年というのが実は本年切れることが分かりまして、その後継続というか、設置をしていくために今後はリースによる設置というふうに考えているところでございます。プラムカントリーとカントリーパークにつきましては、5月というか、リースの期間が10か月の必要があるものですから、

このような金額になりますし、情報拠点施設につきましては本年度、4年度においては5か月のリース期間が必要ということで、このような金額の差になっているところでございます。

以上でございます。

○議長 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 6ページ、款2総務費の目4地方振興費の説明欄(3)、デジタル活用支援事業のコミュニティーナースの件についてなのですが、このコミュニティーナースにおける目的について改めてちょっと補足説明願いたいと思います。

○議長 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 コミュニティーナース事業の目的ということでございますけれども、一般的に今の情勢からの説明になりますが、現在皆様御存じのとおり人口減少、また労働人口の減少、こういったことから将来的には医療機関の減少であるとか治療の担い手不足によって適切な医療を受けづらくおそれがあると言われてございます。また、高齢者の増加に伴う社会保障費の増加もこの後行政的支援が縮小する可能性も高いというふうな社会的な背景がございます。そういった中で、疾病予防と早期発見を支え合いの関係構築を通して健康寿命を延伸することが社会にとって必要だというふうに言われているところでございます。本村におきましても少子高齢化の実態は日本の状況とほかの地域と変わらずということでございまして、こういったものの打開策として本村においては保健、福祉、医療の連携により様々な取組を進めてございまして、ほかの地域よりもその辺りの活動は優れたものがあるかなというふうに考えているところではございますが、それを上回る超高齢化社会、そういったものに対応するべく改めて社会全体として有病率を下げる必要性があるといったところの対策として今回取り組みたいと思っております。

なぜコミュニティーナースなのかというところでございますけれども、有病率を下げるためには予防医療が非常に重要だということでございますけれども、現在の医療制度等では予防医療については自己責任に任せられているといったところでございます。予防が自己責任で健診を受ける、自己責任で保健指導を受ける、そういった制度はございまして、そういった今の進め方でいきますと物理的に医療機関や健康に関する適切な情報を入手しづらい高齢者の方から、そういったところから取り残されていってしまう。続いて、乳幼児を抱えられている母親ですとか、また老老介護のご家庭ですとか、また自営業を営まれている方といったご自身の健康より行動の優先順位の高い状況にある方、こういった方も健康維持に危機が出てくるということでございます。では、ここにどのような形で予防医療を介入させていくのかといったところで、このコミュニティーナースという活動が地域の日常の中に溶け込んで、実際に体調が優れなくなってからではなく、日常の変化の中から、例えば最近ちょっと腰が痛い、足が痛い、背中が痛い、そういったようなことを日常の関わりの中から把握していくことで早期につなげていく、また行動変容につなげていく、そういった活動が非常に重要であるというふうに考えてございます。現在更別村の中でも

そういったコミュニティーも当然存在しているところではございますが、全ての方が、誰もが誰かを見守るといったような社会づくりが必要かと思っております。その基盤、足がかり的な存在となる、要は人と人をつなぐ、また人とサービスをつなぐいわゆるハブ的な役割としてコミュニティーナースを導入したいということで考えているところでございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 課長の説明、今分かりやすく、これからの超高齢化社会に向けた社会に必要な地域づくり、支え合いのある地域づくりなのだなということが十分分かりました。

今後のやはり更別村も高齢化していく中で、予防医療を中心にしてそういった地域づくりというか、地域が支える、支え合う、人と人をつなぐことというのは本当に課題になってくることだなと私も思っておりますが、しかし今現在地域づくりに関して民生委員や行政区長、各町内会の班長さんなども地域という面で携わって、町内であるけれども、班長さんは広報配り、そういったことに対して地域に目を向けているということも事実だと思いますが、しかしそういったことでの課題があって、その中で根本的な課題なのですけれども、例えば町内会というものも班長さんがそうやって見回りに行って、地域を支えるという地域づくりをしながらも、高齢化のしわ寄せでなかなか班長もできませんよという人が出たりとか、本当にできる人が限られて、地域を守る人のバランスというもの本来、昔からあって、出来上がっているものが今崩れかけているという現状にあるということも私は事実だと思っております。なので、この根本的な課題を解決しなくては、幾らコミュニティーナースというものが導入されていて、こんなによくなりますよということも幾ら言っても根本的にある課題をまずは一旦立ち止まってというか、底上げというか、見直しをして、再検討して、そこからコミュニティーナースというところにつなげていかなければ、このコミュニティーナースというものは中途半端というか、ぎくしゃくした中で終わってしまうようなことを私はすごく懸念しているのですけれども、その辺の考え方というか、今根本的にある課題というものを一旦整理して、さらにいいものをつくれるのかということのを改めて質問したいと思っております。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまのご指摘といたしますか、太田議員のお話、現状として様々な地域の見守りを担われている方々、町内会の役員の方も含めて、また公的な立場の方、そういった方々が当然活動されているところでございます。こういったものの効果も非常に重要になっているというところで、成果も出ているものというふうに認識もしております。しかしながら、一方で例えば町内会のお話も出されておりましたが、区長さん、班長さんについても地区によっては地区自体の高齢化が非常に高くなったりしているところもあって、若い世帯の方、若い方の住む場所がないような町内会もございまして、そういったところでは区長、班長自身が高齢化をして、いわゆる地域活動がしにくくなっている方というのも存在し始めているというふうに認識してございます。町内によっては担える方が

担うというような役割を例えばやっているところもあるかと思っておりますが、そういう考え方だけではなかなか地域の活性化にもつながらないというふうには村のほうでも考えてはおりますので、そういった区長が担えない、班長が担えないといった方々も健康で幸せになっていただく必要が当然あるわけで、こういった方々を抜本的にというところを含めて、町内会の枠を超えた地域間のつながりというものもやはり大事なのだというふうに思っております。町内の中だけで解決は当然できない課題も今後出てくるかと思っておりますが、そういったことも地域全体の中で活動ができるコミュニティーナースといった方々が、コミュニティーナースが全てを解決するというふうなものではございませんけれども、いわゆる人と人とを本当につなげていくといったような役割、例えば今までの専門的に必要などところにつなぐという役割がシステム化されている今の、そういった部分のシステムだと思っております。例えば体調の悪い方には受診を勧める、要は医療機関につなぐ。民生委員の方でも、例えば民生委員の方がそういう子育ての心配があるといったら子育ての専門機関につなぐ。けれども、そこまでではない人というのもいらっしゃると思うのです。要はちょっと調子悪いといっただけで自分から進んで病院に行くということでもないけれども、どうしたらいいかなと思われている方だとか、そういった方々は日々の日常の会話の中で、例えば常時親しくされている方からのそれはちょっと病院に行ったほうがいいのではないかなというようなアドバイスの、本当に簡単な日常的なアドバイスの中から行動を起こしていただくといったことも、そういうことの広がりが結果的にも社会全体の健康度の底上げであったり、安心感につながっていくというふうに思っておりますので、専門的な役割を担っている方々はそれぞれの専門的な役割を十分果たしていただきながら、そこを補う形でこのコミュニティーナースというような立場、これコミュニティーナースは職業ではございませんので、コミュニティーナーシングという活動を行う人のことを指すということで、我々もコミュニティーナースになれるというのか、そういう行動の在り方といいますか、そういったものの定義でございますので、今回はそういった研修を受けた方をまず入れて、更別村の中でコミュニティーナーシングを育てていきたいというような形で委託事業という形で取組を進めたいと考えているところでございます。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 コミュニティーナースは人と人をつなげるということである程度の理解は私はしておりますが、しかし根本的にある課題というものも精査していかないと、コミュニティーナースを導入しても根本的な課題のところどうなのだい、コミュニティーナースがではそれ担うよといってもここの根本的にあるところは根本的にある人で担わなければいけないところもあると思うし、やはり今いる人たちが何もしないなんていうことはないと思うのです。できる人たちがお互い助け合わなければいけない私は思っていますし、なので根本的に課題にあるところ、では例えば班長さんの負担というのはどうなのだ、ではそこのところは、広報配りはお年寄りだらけだから、ある程度のこういう人たちに任せようとか、ボランティアにするだとか、ちょっと有料にしてやってみるとか、でもそうい

う人が地域のコミュニティーとして人と関われることは事実だし、だけれども行政区の中ではやっぱりルールがあったり、順番で班長が回ってきて、私年だからとか、そういった課題もすごくあるのです。なので、コミュニティーナースで一つのつながりがというところはやはりこれからも私は高齢化になればある程度必要なことなのだなというのは理解できるのですけれども、もともとの根本的にある部分をどういうふうにも再構築していくか、我々が今いるコミュニティーナースがいなくともどうやって再構築していくかということを検討して、その上で地域住民とコミュニティーナースが関わればもっともっと形がいいものになるというふうに私は思っているのですけれども、改めて根本的なこの部分の必要性、そこでコミュニティーナースがあるからさらによいものができるというところをどのように見ているのかということをちょっと説明していただければなと思っております。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 そもそも地域の課題、そういったものを整理してからのほうがいいのではないかなというご意見ということでございますけれども、地域、今までの更別村におけるそういったコミュニティーの課題というのは今に始まったことでは当然ございませんで、ずっと課題として存在していると思っております。一方、やはり少子高齢化といったところと人口の減少といったところも併せ持って、各町内会といいますか、自治会、更別村は従来行政区という形で進めてございましたが、行政区の在り方を十数年前に変更いたしましたして、より自治会的な要素の強い組織として育てていきたいといひますか、活動していただきたいというふうに変えてきているところでございますが、そういうその切替のタイミングと高齢化のタイミング、こういったものが、なかなかやはり地域、町内会の中の活力というのはどうしても低下してしまっているという課題はあるかなというふうに認識してございます。そういったことが結果的に先ほど冒頭でもお話ししたような例えば育児不安、医療不安、そういったものにつながる人方の増加にも影響しているものというふうに認識をしてございます。当然町内会の区長さん、班長さんといった役員の方が町内の中での中心的な人物として活動していただけるのが本来の自治会というようなものの在り方かと思っておりますが、現状やはり役場からの配布物に対する、役場との連絡業務がメインというようになりつつあるということもございまして、そういったところであれば事務的な解決策といった課題、そういったものは行政側でも配布の在り方、周知の在り方というものの変更ということでの改善は可能かと思っておりますが、本来の意味でいう地域の活力の底上げにそれがつながるかといへば、そこに関してはまた考え方は違うものもあるのかなというふうには思っております。あくまでも行政的との連絡の部分の事務軽減、負担軽減につきましては行政的な考え方で解決することも可能かなとは思っておりますが、そもそもの地域の活力を上げていくためにはやはり地域の方々、今いらっしゃる方が元気になっていただくというのが一番かなというふうに思っております。そういったものを、今区長さん、班長さんに専門的に保健師だとかボランティアの方々とかもつながることは可能だと思いますが、日常にしっかり入り込んでいくような

ところまでとなりますと、それぞれ専門的な役割を持っている方々が、専門的な活動のほうは今非常に多様化、専門化している課題に追われているというところもございますので、そこをボランティアで補うというのが理想的ではございますが、ボランティアの方々も自ら取り組まれている活動がやはりどちらかという手いっぱいになりつつある。そういった中でどうしても行き届かないというか、そのままでは今後悪化するものを抑えていくことができないというふうに思っております、それを解決してから導入するというのでは遅きに失する可能性があるというふうに思っております、現在いろいろな財源の関係もございますけれども、そういったもののタイミングも併せ持って今回導入をしたいというようなことでございます。

○議 長 関連でありますか。

6番、安村さん。

○6番安村議員 関連というよりも関連質問なのですけれども、本当にここ重要なところなので、しっかりここ足場固めていかないとあらぬ方向にいつてしまうという可能性もあるし、失礼な言い方だけれども、計画倒れで終わってしまうという可能性も非常に危惧されるので、その点しっかり行政と住民が協働体制というか、人づくりの中のつながりの中でしっかりできるように僕は構築していただきたいということでお願いもしたいし、今回僚議員が再三言っている心配事というのは、基本的に問題視されるのは、コミュニティーナース自体を否定するものではなくて、いわゆる今説明ありましたように、住民全てがそれに基づいたコミュニティーナースになり得るのだという説明をされればされるほど今既存の中のコミュニティーナースはコミュニティーナースとして位置づけて、社会福祉協議会だとか民生委員だとか行政区だとか、そういうもろもろの関係団体がどう関わっていくかという部分が前面に出てこない、国の事業も含めてやりますよというのは理解できるのだけれども、そこを前面に出していかないと人と人のつながりという部分はどうしてもやっぱりなかなか生まれにくい。今までのいろんな施策の中でひもといて、反省してみると、やっぱり一番重要なのは、最も重要なのは人と人のつながりがどうあるべきなのかというのが、失礼な言い方だけれども、欠落している部分があるので、行政が思うような対応になかなかシフトしていかない。うまく流れていかない、正直言います。流れていかない。これ実態的にあると思うのです。その点しっかりそこを組み立てて、明確に示して、この部分はコミュニティーナースも含めて、健康も含めて重要であればあるほど行政は当然保健福祉課の対応の中でどうすべきかという課題もあるだろうし、いろんなパターンを全てシミュレーション化して、きちんとこれはあくまでも住民参画で、住民健康で、医療も含めていろんな部分の対策の中で生きるのだというものを住民参画の中でやっぱり捉えていかないと、これコミュニティーナース、3名の方来られて、予算的に人件費相当分かどうか分かりませんが、その分を今回計上しているということでもありますけれども、逆にそういうものについての対策が本当に本気でやるのであれば、僕はこの補正予算で社会福祉協議会だとか行政区だとか、行政区だってこれ見守り隊ってうちも行政区も

やっていますけれども、見回りで広報なんかで配布物あったら必ず隣に声かけ運動しましょうとやっているのです、自主的に。そういうもろもろのものの一連の中の予算化も含めてやって初めて、住民参画でコミュニティーナースという部分の行政が提案している不足部分を我々も含めてどう同調してやっていくかという部分がないと、これ正直言ってその分だけの予算措置はしているけれども、その再構築、僕はしっかり図ってもらいたいと思いますし、そこが同僚議員も指摘したというのも心配されているし、今後新たな人口も含めてという分、期待できない分であればあるほど住民参画と加えて人と人とのつながりという部分を重要視すると言い切るのならば、その分はしっかり押さえた中で、明確に示した中でシミュレーションを起こして、しっかり進めていただきたいというふうに思っているのですけれども、その点もう少し明確に説明をして、やるべきだと思うのですけれども、その点の見解。では今後というのは分かるけれども、今後でなくて、早急にそういう部分をシミュレーションして、行政区長会議なりなんなりで示しながら、協力体制は絶対必要ですから、何ぼデジタル化だ何だといっても、ICT化なんといってもやっぱりそこに介在するのは人ですから、最終的には、今のところ。それが大事であるのであれば、やっぱり人と人とのつながり、扶助、共助、そういう部分が前提にあって進める事業だというふうに僕は強く思っていますけれども、その点の考え方、いま一度説明願います。

○議 長 西山村長。

○村 長 今安村議員さんおっしゃるとおりです。デジタルとか高度技術はあくまでツールです。道具です。一番大事なものは、そのツールや技術は人々のコミュニティーとかつながりによってこそ生かされるべきなのです。そして、つながり、コミュニティーでもできない部分があります、不足している部分。そこを高度技術を使うということで提案しておりますけれども、今回のデジタル田園都市のタイプスリーもスローガンは「100歳までわくわく働ける」となっていますけれども、世代を超えてみんながつながり合う幸せな地域、更別村をつくりましょうと。だから、つながりをしっかりつくっていくということがあります。今おっしゃったように、村にはNPOサラリとか民生委員さん、社会教育委員さん、社会福祉協議会さん、いろんな形でボランティア等々含めてやっておられます。それぞれの方がそれぞれのところで、町内会も含めてです、一生懸命班長さんも含めてやっておられますし、私はそこはやっぱり一つの根幹、太田議員さんが言うように、それは根幹であると思います。でも、そこでも目が届かないところがあります。そして、コロナ禍で今何を我々は失っていたのだろうかということを考えたとき、私が強く思うのは今こそ人と人とのつながりを大事にして、昔みたいに共助の精神で、公助というのは行政でありますけれども、自助というのは自分たちで頑張ればいいのですけれども、お互いがお互いで助け合うところがやっぱりコロナ禍においては、一人では生きていけないのだと。やっぱりみんなが助け合わないとこの世界、新しい難局を乗り越えていくことはできないのだということです。だから、そういう意味ではやっぱり今社協さんとかでも一生懸命頑張ってもらっています。でも、私はある提案を社協さんにしています。あまりにも待遇の

面とかいろんな面で、あれだけの仕事をしているのにそれに見合ったやっぱりそういう支援ができていないというところ、私は痛感しています。だから、本当に来年に向けて改善をしたいというふうに思っていますし、いろんな形で無償でやっている方もおられますけれども、しっかりそこは対価ということはないですけれども、やっぱりそれに見合った支援をしっかりと、そしてそれぞれで民生委員さんとかいろいろやっていますけれども、ここはつながなければいけないです。つながって初めてその人が困っている課題、子育ても困っている、経済的にも困っている、あるいはひょっとしたら糖尿病の予備軍だと山田先生も言っていますけれども、そこまでどうしても手が回らないのだと。コロナの予防接種と外来と、今回やっと安村さんがご指摘あった看護補助員、確保できました。だから、村民の皆さんに大変迷惑かけていましたけれども、そういうところでやっぱりしっかりやらなければいけないのです。でも、そこでも気になるおじいちゃん、おばあちゃんいるけれども、なかなか行けない。例えば冬雪が降ったときに煙突が雪で塞いだと。これ誰が行くののだと。行かなければいけないですよ、命に関わりますから。そういうときにやっぱりつないで、そこに助けをというのですか、助け合うという、それを再構築していくということがコロナ禍において村づくりでやっぱりきちんとやらなければいけないということで、これは安村議員さんご指摘のとおりなのです。今それぞれ頑張っているけれども、やっぱりそこをしっかりとつないでいかなければいけない。特にコミュニティーナースが全てを解決できるわけではありませんが、しかしこの再構築をする部分については非常に有効なやっぱり機能を果たしてくれるのではないかと。例えば高齢者の増加によって社会保障費の増加、負担が増大します。でも、個人の医療に対する行政的支援はどっちかという予算の縮小とか国のいろんな部分で非常に厳しい状況になってきます。そして、医療の崩壊、あるいは不健康で生きづらい、そういうところの生活苦が増大する可能性が今すごくコロナ禍で増えています。そして、予防医療は自己責任なのだよと。これで、こういうことでは本当に社会の生活力そのものが低下をしてしまう。そういうときに、さっき課長がお話をしましたけれども、一端を。早期発見とか未病というところにはなかなか手は届きにくい。そういうところをやっぱりカバーできたり、いろんな困っているところを、疾病というところまでいかないけれども、非常に不安があるというところをしっかりとつないでいく。これは社協さんである、これは民生委員さんであるというところがありますけれども、やっぱりそこはつながっていく必要があると思うのです。そのためにコミュニティーナースというものを導入しながら、健康寿命とかいろんな増進とか困り事とかありますけれども、そういう部分を再構築していく。

この間実際に来ていただいて、山田先生とか、あるいは今頑張っておられます石井さんとか、昨日も私もカフェに行ってきましたけれども、そういうような形でおじいちゃん、おばあちゃん集まっています。その中で私も行ったら、織田議員さんも行っておられて、いろんな話も聞かれています。本当に議員さんたちも来ていただいて、そしてその中でいろんな悩みとか、私はこの間本当にコミュニティーバスが、デマンドタクシーも含めてそ

うです。上更の長寿会に行ったときに外で待っていなければいけなかったと。いつになったら来るのだと。遅れるときは連絡してくれということで、いろんな話があるのです。こういうところが不便、やっぱり移動手段とか、そういうところが不便だ。ただ、そういうところ再構築するのにこの制度を活用しながら、そして基本やっぱり太田議員さん、安村議員さんおっしゃったとおりです。そういうところを根幹をしっかりと、当然です。それを進めながらどういうふうなつながりが大事なのかということ、それぞれのところと連携をしてつくっていくということが村のやっぱり未来に今まさにかかっているのではないかとということで、その部分を導入しながらやっていきたいというふうに思っております。

そういう形で、長々としゃべって申し訳ありませんけれども、お答えになっていないかもしれないけれども、そういう形でつながり、本当そこところは基本的に私はそう思っていますので、今デジタル、デジタルと言っていますけれども、あくまでツールです。道具です。だから、それは目的ではなくて手段なので、目的はやっぱりみんな幸せになったり、つながったり、助け合ったり、そういう幸せな年齢を加えられる高齢者であったりというところが私は根本であると思っていますので、そのところしっかりと構築していきたいというふうに考えておりますので、ぜひご理解をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 本当は担当課長に説明いただきたかったですけれども、何か知らないけれども、村長の熱い思いを語りたということで、語っていただいたのですけれども、それはそれとして、本当に心配するとか、このコミュニティーナースの活用の部分の基本原則を全く私は否定しているわけではないのです。そうではないのです。今回もある程度7月に導入に向けてという人も配置されますよ、それまでは理解できます。だけれども、それを、先ほど課長から説明あったように、コミュニティーナースングとして7月から活動するのであれば、そこの枝葉をどう拡大していくのかというのが見えないよと、それ課題でないかと申し上げているのが1点なのです。基本的に何をやるかという言い方失礼だけれども、ある程度バックフォローしようが何しようが全ての人員を、住民一人一人を全てを掌握できるというのはこれは並大抵の努力ではできないと思います。それが正直なところだと思います。なぜそういうことするとかということ、残念ながらこの狭い更別の地域の人口の3,000人強の中で本当に残念な出来事とか、孤独死というのがぽつぽつと現実的に発生しています。ここなのです。健康管理も必要、予防疾病のための対策云々かんぬん、その過程、それぞれが必要、それは認める。だけれども、やはり今単独高齢者、住居単独者高齢者ってすごく多くなってきている。これ見守り隊といっても限度がある。村長はいろんな部分で、郵政だとか、そういう部分で協定を結んでいる。いろんな部分で見守り隊みたいな形でというふうに多分考えて、ある程度の協定できるところは企業と協定しているという部分、僕はそれは見えていますし、それは評価されているところなのです。だから、そういう細かいところをきちきちと整理をして、そしてコミュニティー

ーナーズがバックフォローするという形であれば僕は理解できる。いずれにしたって、人がいない、人がいないといったって人がいない中でコミュニティーナーズを幾ら導入したって人がいないのだから、できっこないではないですか。人がいないとやっぱりできないのです。できないのです、人がいないと。バックフォローしてくれる人々がいないとできないのです。その原則は住民なのです、やっぱり。地域住民がある程度フォローしてくれるというのが前提でないとこれ進まないと思うのです。だから、僕が危惧しているというのはあくまでも、熱い思いは分かる。熱い思いは分かるけれども、これを現実としてどう実行可能性を高めていくか、そして住民が参画して、なおかつそれにやっぱり同調してくれる、参画してくれる人がどれだけいるか、ここにかかっていると思うのです。ボランティア、ボランティアというけれども、やっぱりこれからは有償ボランティアです、はっきり言って。ボランティアというから、なかなかその部分で位置づけも弱いし、活動する団体も弱くなるだろうし、もっと利活用するという部分を前面に出して、それは扶助、控除も含めて人と人のコミュニティーという部分で、僕はだからしつこいようだけれども、その点のシミュレーションをきちっと描いて、示して、そしてやっぱり予算措置するものは予算措置して、社会福祉協議会だってそうです。あれだけの人員の中であれやれ、これやれといったってもう限界です、人もいないのに。だから、人も雇えないような状況です。だから、そこをそれぞれの構築をきちっと再構築を、このコミュニティーナーズで再構築でなくて、各団体をまず再構築、見直して、どこまでできるのか、バックフォローも含めて。そして、やっぱりそこを穴埋め、村長が言うように、健康だとか、そういう部分、健康増進も含めての対策もそれが必要であればそれプラスアルファで付け加えてと僕は思っている。だから、そこは狭義というか、狭い意味でなくて、商工もそうです。商工業者のご協力も必要です。やっぱり新聞取っていない方もいらっしゃるかもしれない。だけれども、手紙や何か、郵政という部分、郵便局という部分、郵便物だとか滞留しているだとか、そういう部分の見守りもできるはず、間接的に。我々がピンポン、ピンポン押したって正直言って、同じ町内会にも回覧を渡しても、独り身の人が結構周りにいますので、ピンポンと押しても出てこないです。回覧板と顔合わせたくても出てこないという方いらっしゃいます。だから、そういう面も含めて、やっぱりそういう部分がコミュニティーナーズが全て賄えると思っていないし、それをなおかつ細部に従ってきちっとやりましょうといってもなかなか難しい部分あると思うのです、正直な話。だから、その細部は各関係機関も商工も含めて、郵政も含めていろんな知恵と力を借りながら進めていって、それでやっぱり補うべき点をきちっとやっついていかないと、これ本当に公営住宅も含めて高齢者1人世帯というのもすごく多くなって、私も危惧しています。私の周りの何件かも実質いますし、やっぱりそれは今日は元気かもしれない、明日分らないという部分、正直言ってあります。だから、そういう部分もバックフォローしてくれるというのはやっぱり住民だと思うのです。その点は慎重に、慎重というか、重く受け止めていただいて、このコミュニティーナーズはコミュニティーナーズの国の支援も受けて、前進させるというのも一つの方法

でしょうけれども、私も言葉長くなりましたけれども、この思いだけは本当に村長にも伝えたいし、行政としてやっぱりしっかりここやらないと本当に点と点になってしまって、全く見えない。こっちもやれ、あっちもやれという中途半端な手段にしかならないという部分、本当に危惧していますので、その点やっぱり行政としての責任において一連の対応としての明確なものを示して、そして進めていただきたいというふうに思っていますので、その点よろしくをお願いします。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ただいまの安村議員のお話のとおりでございまして、当然人と人とのつながり、それを支えるのは地域の住民の方、それは当然のこととさせていただきます。コミュニティーナースも今回は島根の会社からの委託ということで、外部からの人材を登用してのスタートということにはなりますが、コミュニティーナースの方々の活動、コミュニティーナースという活動そもそもがやはり人と人をつなぎ、地域を元気にすることが活動のコンセプトでございます。コミュニティーナースの、3人今入ってくる予定してございますが、この3人が幾ら村内を走り回っても地域の課題が解決するというものでは当然ございません。彼らがどのように地域との関係性をつないで、地域に溶け込んで、先ほどおっしゃったように、個別訪問しても顔も出してくれない方にいかに会えるようになるのか、そういったことも日常的な活動、コミュニティーナースの方々も活動の方法は100人いれば百人十色と言われてございます。それは、コミュニティーナースというのは職業ではないということとさせていただきますので、これをするのだということではなく、どういった形の日常で地域の中で活動するのはそれぞれのコミュニティーナースが考えながら実践をするということもでございます。いろんな活動されている方います。喫茶店にいらっしやったり、ガソリンスタンドにいらっしやったり、スナックにいらっしやったり、全国ではそういうような事例、そういう人が集まる場所で人との関係性をつないでいくと。関係性を構築して、そこからの人と人との話の中からどんどん、どんどんつながりを広げていくといったようなことがコミュニティーナースの活動の基本かなというふうに思っております。当然地域住民、更別村民のことを第一に考えながら活動していただきたい。また、社会福祉協議会やその他の関係機関とも事前調査で来村いただいた際にも顔合わせは、お話し合いも既にしてございまして、いろんな地域でやっている活動の内容等もそこにおける課題点、そういったものも既に打合せ等も密にさせていただいているところでございます。決して地域のこれまで培ってきたものを損なうことのないようさらにこれを発展させていけるようしっかり努めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 関連なのですけれども、今回も補正予算の審議ですから、まずお金のことでいきたいと思っております。

今課長及び村長の話聞いてみると、無理してコミュニティーナース入れなくても既にできているのではないかと、そういう感じはするのですけれども、今回三百ウン十万の予算

を使って導入したいと。これは、先ほど村長の挨拶も全国的な広がりを見せているという中にも一つ起因しているかなと思うのですけれども、この三百何十万の予算でどのようなこと計画しているのか。予算配分、会社に一応丸投げなのか違うのか、その辺もまず1点説明お願いしたいことと、恐らくこの三百何十万で1年間3人いてくれとまらないはずなのです。この3人の方がどのぐらい更別に滞在するのか。その後どのようなパターンでまたコミュニティーナースのこの人たちが、外部を入れるというのですから、外部をどのように入れていくのか、予算が恐らく三百何十万、上がるわけなので、全然見えないので、恐らくそのようなシミュレーション描いていると思うので、まずその説明をお願いいたします。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 今回提案している予算の内容につきましては、コミュニティーナースの3人の人件費の6月分まで、5月から6月分、この予算の成立後の話になりますが、の2か月分という活動費を見込んでございます。一般的なパソコン等の事務経費のほか、住宅関係、また移動に使う車の関係、そういった費用を含めて2か月分の計上としてございます。7月以降の予算につきましては、現在申請中の交付金に該当してくるということで、そこに盛り込んでございますので、そちらの財源を使っていきたいと思っておりますが、そちらは6月の交付決定後を待って、改めて追加の補正予算で計上してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 これ3人の方が1年なのか2年なのか3年なのか、予算の限り、予算が出てきたらずっといるのか、あるいは会社ですので、半年、1年で交代するのか分かりませんが、わざわざ、この人たちはパソコン云々はできる人、できない人いるのですけれども、先ほど村長も言われたように、いろんなところで活動しています、皆さん。そして、恐らくゆーゆーカフェのことだと思うのですけれども、お年寄りの方が来て、ある人は気楽に話をしていきます。あるいは、ほかのところでもいろんな会合で皆さん集まったらいろんな話をしています。そういう中で、やはり私もいろんなところ出ていますけれども、中にはしばらくあの人見えなくなったねとか、あの人何しているのだとかと、そういう話題が上り、皆さん気にかけます。やはりそういうこともうちよい助長させていくのが私はコミュニティーだと思うのですけれども、外部から来てもらって、果たして将来的心配もする、し過ぎだということかもしれないのですけれども、何か、果たして住民が溶け込めるのか。昔は保健婦さんか、今保健師さんというのですか、子どものいる世帯全部訪れて、状況把握していたとか、そういう活動もしている。今分かりませんが、そういう時期もあったことから考えると、今はちょっと負担多くなるかもしれませんが、保健福祉課でもそれなりのそういう人材で高齢者のところ、あるいは恐らく高齢者中心になると思うのですけれども、戸を開けてくれないというか、あまり対応、ふだん出てこれない

ような人のところも訪ねていく、やっぱりそういう活動が基本だと思うので、これ考えは分かるのですけれども、果たして、予算の関係もあるから、これ出てくると思うのですけれども、私はちょっとどうかなという疑問がつくのです。その中でやはりもう少し、2か月間、あとは補正だと。補正というか、次はまた補正出しますとか、そういうのでなくて、この人たちに、あるいはこの会社にある何年か、ある一定期間いて、きちんと活動してもらおうのですよということを示してもらわないと、今回通してもでは次なくなったら終わってしまうのかと。では、何なのだという事も起こるので、やはりもう少しきちんとした長期ビジョンでこのコミュニティーナースはこういうことを計画して、住民の皆さんにも、あるいは社協をはじめいろんな人のところにも関わってもらおうのですよということをしちゃんと説明してもらわないと、ただ思いとビジョンだけでは、ちょっとこれから高額な予算もかかると思うので、賛成しかねる部分もありますので、その辺はきちんとしたビジョンをお願いしたいと思います。

○議 長 この際、午前11時55分まで休憩いたします。

午前11時45分 休憩

午前11時55分 再開

○議 長 休憩前に引き続き会議を開きます。

(何事か声あり)

○議 長 村長がしゃべるのですか。

(「はい、最初に」の声あり)

○議 長 一般質問みたいになっちゃっている。短めをお願いします。

西山村長。

○村 長 大変申し訳ありません。私のほうからは、織田議員さんご指摘のとおり、これについては村として必要だと思っていますので、今交付金の申請もしておりますけれども、財源処置はその時々いろんな形で活用しながらそのことを、今本当にいろんな機関頑張っていますけれども、結構安村さんおっしゃったように限界に近いところがありますし、そここのところをしっかりとつなげていってやっぱりやっていくのが行政としての役割であるというふうに思っていますので、その点しっかりと取り組んでまいりたいというふうに思っております。継続して取り組んでまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○議 長 できればこの事業をやって、最終目的みたいなものも、こういうところ目指して、先ほどもお話はあったのですけれども、住民の人たちも協力できるような体制づくりをつくりたいという説明はあった。もうちょっと具体的にその辺も踏まえてどういうような流れの中でこの事業を進めていくかというところがもしあるのであれば、その辺も細かくきちんと説明してくれないと多分皆さんご理解できないかなというふうに思いますの

で。

本内企画政策課長。

○企画政策課長 具体的な活動の中身、内容というようなお話かと思いますが、現在想定されておりますのは、4月に一度来村していただいて、先ほどお話ししたとおり、社会福祉協議会であったり、シルバーハウジングであったり、保健福祉課であったり、診療所であったり、そういったところとそれぞれ協議も行ってございます。更別村ではこんなことをしているよと、こんな活動が今あるよということも情報としては共有をさせていただいておりますので、そういった各種、例えばボランティアの方々が行われている会合ですとか老人クラブの方々の会合ですとか、そういったところに積極的にまずは顔を出して、つながるといところからかなと思ってございます。そういったところからのつながりをどんどん広げていく。また、今温泉のほうでカフェもやっておりますが、こういった人の集まる場所にも滞在をして、いろんな人とまたそこでも顔をつなげていく、そういったことから村民の方にまずは認知を高めていくという期間を十分取ってから実際の本格的な活動に移るといようなことで今考えているところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 活動は分かります。私もそうあるべきだと思ふところがあるのですが、最終目標といひますか、これまさいつまでもだらだら続けるわけではないと思ふのです。この3名の方に頼って、頼るといひか、3名の方が3年も4年も更別に滞在すると思ふないし、そのような事業費も出るかがちょっと分からないのですけれども、お金のことは置いておいて、最終的に、あるいは2年後、3年後までにこゝういふ形をつくり上げていきたいのだと。そのとき村を、先ほど思ひがいろいろあつたと思ふのですけれども、それを取り組んで、こゝういふ形をつくるのだといひきちんとした説明をされないと、参加していきます、広げていきますだけではちょっと理解し難いのです。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 最終的にこの事業を入れて目指すところといひところでございますけれども、冒頭なぜ必要なのかといひお話をさせていただいたとおり、これから地域がますます逼迫していき、社会保障費の増大ですとか人手不足だとか、こゝういふものを支えるには地域の活力を高める必要があるといひことでございますので、ただ、今更別村の中では様々な活動が行われていて、それによつて一定程度やはりこゝういふつながりも生まれておりますし、活動もされているのも認知してございます。一方で、全くこゝういふところに顔を出されていない方々、またどうしても、先ほど言ひましたように、予防医療については自己責任といひこと、ちょっと背中を押されたぐらひではなかなか行動が変わらない方々、こゝういふ方々も存在してございます。今回のこのコミュニティーナースの取組を地域に入れたいといひのは、こゝういふ強い勧奨がなくても本当に地域のつながりの中で、人と人とのつながりの中で声かけ活動、声かけを、心配してくれる人として存在をするといひところで行動変容につなげていけるといひ取組だといひこと、目指すところはそれ

がそういった活動を行う方々が地域全体に広がっていくというのを理想にしてございます。あくまでこのコミュニティーナースの方々が一生更別の中でコミュニティーナースとして存在し続けるということではなく、コミュニティーナースたる在り方を地域の方々に持ってもらって、誰もが本当にお互いに見守り合えるという。何かがあったときに専門の方だけでなく、本当に日常的に昔のつながりといいますか、そういったコミュニティーを戻していきたいと、そのきっかけづくりとしてこのコミュニティーナースという取組を導入していきたいというふうに考えているところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 これは堂々巡りなのですけれども、年次は切れないということですね。1年で終わってしまうのか、3年なのか。逆に言えばこれ村のお金もたらたら逆に使っていく形になるかもしれない。そこは、やはり一番問題だと思うのです。きちんとしっかり決めなくても3年以内で形つくりますとか、そのぐらいのこと明言してもらわないと、皆さん大切な税金を使っているわけですから、いつまでもというわけにいかないのです。これだんだん置いておくと何かたらたら、たらたらいつまでも使っていきそうな気がするのです、ある程度の年次はきちんと切って、いつ頃まで形をつくりますと、これは明言してほしいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 大変申し訳ありません。期間のお話、今回提案をさせていただいて、この後交付金の採択結果によって財源をそろえながら追加の補正というふうに考えてございますけれども、現在の委託のスタイルに関しては定着していくまでの間というふうに考えてはございます。先ほどの最終到達点、お話しした地域全体がというところには、これは2年や3年で地域の皆さんがそうなるというふうにはならないかと思いますが、素地としては単年の交付金も来年、再来年ぐらいまでは予算が国のほうでもつきそうなお話もございますので、財源に関しては3年間程度、これを活用していければなというふうに思っております。あと、その以降の、来年以降の在り方も含めてにはなりますが、いろんな活動の形態がコミュニティーナースもございますので、例えばよその地域では地域おこし協力隊として活動される方もいらっしゃいますし、本当に生業を持ちながらやられている方もいらっしゃいますし、ただ更別村の場合は今回、地域おこし協力隊と交付金というのは併用できないものですから、交付金のほうを優先して財源として使っていきたいというふうに考えてございますので、期間としてはおおむね今年からスタートして、来年、再来年ぐらいまでは人材としては確保していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議 長 4番、松橋さん。

○4番松橋議員 あまり発言控えていたのですけれども、これ議会なのです。予算が提出されて、認めるか認めないか、ちょっと論が変なところについてはございますけれども、私さきに首長に一般質問で共生社会といったときにそのときも答えていました。あまりしつこく言

わなかったですけれども。今地域おこし協力隊のお話が出たから、3年間総務省が交付金を出して、そういうこと起こしなさいよと。そして、いろんな本も出るぐらい日本中増えていますよ、ですよ。更別で首長も課長も何で定着しなかったのかと、3人なり4人。ゼロではないですけれども、いろいろ考えてみたら、歴史は75年、開拓200年超えていますけれども、排他的なところあるのです、言葉悪いですけれども。府県から、秋田県やら宮城県やらいろんなところから開拓に入りました、戦後開拓も含めて。本当にいろんな人が入って、それで今残られている方もそうなのでしょうけれども、本当に寒い村と書いて寒村といったのです。地区は出しませんけれども、5ヘクタールで入植をさせて、ほとんど駄目になった。そういう中で、この間共生社会をちょっとお話しさせていただいたけれども、あのとき白川郷の話をわざとしたのですけれども、どうも伝わっていないのです、申し訳ないけれども。だから、大事なことなのです。25年で8050の問題もあって、だから何か考えんかいかんのは分かるけれども地域おこし協力隊でちょっととちったから、今度これでいきますよという発言に聞こえますけれども、それでは成功しません。お金がかかろうがかかるまいが、この間数字も上げていましたけれども、独り暮らしのお年寄り増えていますし、結婚しない子どもたちも増えています。今の時代にきちっとその辺、議会ですから、論するのなら、首長が夢語ってくれるのは結構ですけれども、法が一番大事であったらそこに自信を持って、そうでしょう。どうもそれが見えてこないのですけれども、以上です。それでなかったらあんまり賛成しかねます。僕別に反対する気はなかったのですけれども、どうも皆さんの論聞いていたら、この間の僕の一般質問は何だったのかなとちょっと残念な気がしますけれどもね。こんな言い方して申し訳ありません。

○議 長 西山村長。

○村 長 私この間の白川郷の結の、そのとおりだと思っています、松橋さん。だから、議員さん、そのとおりですし、そうならなければならないというふうに思っていますし、私の村長としての姿勢はそのとおりです。この村は排他的だと思いませんし、松橋議員さん、そう思っていますけれども、いろんな人が来て、現に12年ぶりに人口も増えたのはいろんな出生率もありますけれども、やっぱり来られているという方もおりますし、本当に今もそういう動きはしています。そこは結の助け合うというか、本当に今回のデジタル田園都市構想の部分もそうなのですけれども、やっぱり今共生社会でしょうということなのです。だから、デジタルという言葉、横文字つくどどっちかという技術とかというふうにいけますけれども、その中の根幹は共生です。共生の中を今再構築しないと駄目なのではないかという、警鐘がコロナ禍において、今や一人では生活できないし、安村さんも太田議員さんもおっしゃいましたけれども、安村議員さんもおっしゃいましたけれども、やっぱりそういう声なき声とか届かない声を聞くのが我々行政の役目なのです。でも、そこにどうしても目が届かない。そのところをやっぱりやっていると、今やらないと駄目だと思うのです。だから、そういう意味では松橋議員さんのご指摘はしっかり受け止めますし、今回もこの制度を活用しようということはその中でそのことも結びつけて、人

と人とがつながって、そういう社会がつかれる、そういう村がつかれるということをやっぱり目標にしたいのです。そういった点で本当に理解しておりますし、そういうところで進めていきたいというふうに思っていますので、ご理解のほうお願いしたいというふうに思っています。

以上です。

○議 長 ほかにありませんか。よろしいですか。

(なしの声あり)

○議 長 このほか質疑等ありましたら。ほかに。

7番、織田さん。

○7番織田議員 事業の進め方なのですけれども、今回ちょっと気になったことを言えば、今回のコミュニティーナース、今日補正上がっていますよね。その前に既に事業者が3人来て、説明云々という話を先ほどされましたけれども、こういう事業、予算の使い方するのは正しいのでしょうか。どうなのでしょう、その辺は。要するに議会も何も通っていないうちにコミュニティーナースという計画ありました。それに対して事業するために既に3人の方が来て、来村して、打合せされていると。これお金かかっていないと言われればそれまでなのですけれども、こういう事業展開の仕方が果たして正常なのかどうか、その辺の考えというか、をお伺いしたいと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 ご指摘のとおり、ちょっと私の説明が不足して申し訳ございません。当初予算で計上しております政策調査委託料を活用しまして、4月の事前調査という委託業務を発注してございます。その中でコミュニティーナースカンパニーの社長以下本村で実施する場合にこちらに来られる方3名、プラス事務方1名、総勢5名の方が2泊3日で来村して、村内の中を確認していただいているということでございます。

以上です。

○議 長 よろしいですか。

(何事か声あり)

○議 長 前段の事業の細かい内容の説明がない中、予算執行されて、ここにきているというところもありますので、その辺の理解の差がちょっとあるかなという部分がありますが、補正に関しましてほかに質疑等ありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第34号 令和4年度更別村一般会計補正予算(第1号)の件を採決いたし

ます。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和4年第2回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午後 0時12分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 4年 5月 11日

更別村議会議長

同 議員

同 議員